

委員会審査報告書

本委員会に付託の議案を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第107条の規定により報告します。

平成30年12月21日

三木市議会議長 内藤博史様

民生産業常任委員長 初田稔

記

1 議案及び審査結果

議案番号	付託事件名	審査結果
第72号議案	三木市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第73号議案	三木市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第74号議案	市営土地改良事業計画の変更について	原案可決
第75号議案	市営土地改良事業計画の変更について	原案可決
第76号議案	字の区域の変更について	原案可決
第77号議案	訴えの提起について	原案可決
第78号議案	平成30年度三木市一般会計補正予算(第5号)中、関係部分	原案可決
第79号議案	平成30年度三木市介護保険特別会計補正予算(第2号)	原案可決
第80号議案	平成30年度三木市水道事業会計補正予算(第1号)	原案可決
第81号議案	平成30年度三木市下水道事業会計補正予算(第2号)	原案可決

2 審査経過

去る12月17日及び18日に本委員会を開催し、議案を審査した結果、全員一致をもって、いずれも原案のとおり可決された。

なお、審査の過程において委員から、認知症支援事業について、当初予定

していた保健師の配置ができなかったことにより減額補正をされているが、保健師等専門職を計画どおり配置することで早期発見や介護予防につなげるなど、認知症の対策に向けた人員配置の充実に努められたい。

また、市営住宅の家賃滞納者については、訴訟に至るまでに面談や電話等による督促を密に行い、個々の滞納状況を十分調査し分析を行ったうえで納付指導を行うとともに、悪質な滞納者には条例の定める規則に則り厳正な対応に努められたい。

また、このたびの火災予防条例の改正により、重大な消防法違反が確認された場合は公表できる旨が追加されたが、公表だけにとどまらず、速やかに是正するよう市からも積極的な指導に努められたい等の意見、要望があった。